

マネージド SSL利用約款

第1条（定義）

マネージドSSL利用約款（以下「本約款」といいます。）で用いる用語の意義は次のとおりとします。

「SSLサーバ証明書」	SSL (Secure Sockets Layer) 暗号化通信を行うための電子証明書を指します。
「認証局」	SSLサーバ証明書の発行及び失効を行う機関を指します。
「CPS」	認証局が定める認証局運用規程を指します。
「認証局の規程等」	CPSをはじめとする、認証局が定める規程、規約、約款等を指します。
「CSR」	SSLサーバ証明書を申請・取得するために認証局へ提出する署名リクエストを指します。
「本サービス」	フルマネージドホスティングをはじめとする当社のマネージドサービスをご利用のお客様向けのサービスとして、SSLサーバ証明書に関する、CSR作成及び認証局へのSSLサーバ証明書の申請・取得の代行、サーバへのインストール並びに有効期限の管理などを行うサービスを指します。
「利用契約」	本サービスの利用にかかる契約を指します。
「契約者」	当社と利用契約を締結する法人を指します。
「利用者」	本サービスに基づきSSLサーバ証明書を利用する者を指します。
「利用料」	本サービス利用の対価を指すものとします。

第2条（約款の適用）

- 1 NHNテコラス株式会社（以下「当社」といいます。）は、本約款を定め、契約者及び利用者が本約款の内容を遵守することを条件として、本サービスを提供します。
- 2 本約款と、認証局の規程等とに矛盾又は抵触する規定がある場合、認証局の規程等が優先して適用されるものとします。
- 3 当社が、契約者に対して発する第4条（当社からの通知）所定の通知は、本約款の一部を構成するものとします。
- 4 利用者が契約者と異なる場合には、契約者は利用者から、利用者が本約款の内容に同意し遵守することについて、承諾を得なければならないものとします。

第3条（約款の変更）

- 1 当社は、契約者に事前の通知をすることなく本約款を改定することができるものと
し、改定した場合における本サービスの利用条件は、変更後の本約款によるものと
します。
- 2 変更後の本約款は、当社が別途定める場合を除き、当社のウェブサイト上に掲示する
方法によって通知するものとします。

第4条（当社からの通知）

- 1 当社は、当社のウェブサイトでの掲示や電子メールの送付、その他当社が適当と判断
する方法により、随時必要な事項（前条に基づく本約款の変更を含みます。）を通知
するものとします。
- 2 前項の通知は、当社が当該通知を当社のウェブサイト上で行う場合はウェブサイト
上に掲示した時点より、電子メールで行う場合は電子メールが到達した時点より効
力を生ずるものとします。なお、本約款における「到達」とは、当社が送信した電子
メールが、契約者又は利用者がアクセス可能なサーバ内に着信したことをいいます。

第5条（契約の成立）

- 1 本サービスを利用しようとする方は、本約款の内容に同意のうえ、当社が別途定める
方法によって本サービスの申し込みを行います。
- 2 当社は前項の申し込みに対して、当社の裁量によりその諾否を決定するものとし、次
の各号に掲げる場合のほか、申し込みに対する承諾をしない場合があるものとしま
す。
 - (1) 本サービスの申込者が、本サービスを含む当社又は当社のグループ会社のサービ
ス料金、費用、割増金若しくは遅延損害金の支払を怠り、又は怠るおそれがある
場合
 - (2) 本サービスの申込者が、当社又は当社のグループ会社のサービスの信用を毀損す
るおそれがある場合
 - (3) 本サービスの申込者が、第23条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれか
に該当し、又はその可能性があるとして当社が判断した場合
 - (4) 申込書等に虚偽の記載があった場合
 - (5) 本サービスの提供が技術上困難と考えられる場合
 - (6) 前号までのほか、当社の業務遂行上支障があり、当社が利用契約を締結するこ
とが適当でないと判断した場合
- 3 当社が第1項の申し込みに対して承諾する場合には、当社は申込者に対して書面又は
電子メールによって承諾の通知をします。
- 4 契約者は、本約款の内容に同意したものとみなされます。

第6条（情報提供）

- 1 契約者は、SSLサーバ証明書の発行のために、当社の求めに応じて速やかに必要な情報又は書類（以下「情報等」といいます。）を当社に提出するものとし、当社は情報等に基づきSSLサーバ証明書の発行申請を行うものとし、
- 2 契約者は、提出した情報等に誤りがあった場合には、速やかに正しい情報等を当社に提供するものとし、

第7条（本サービス提供の停止）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者及び利用者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に停止することがあるものとし、その停止により生じた契約者及び利用者の損害全てに対し、当社はいかなる責任も負わないものとし、

- (1) 本サービス用設備の保守又は工事のため、やむを得ない場合
- (2) 本サービス用設備に障害が発生し、やむを得ない場合
- (3) 電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの利用が不能になった場合
- (4) 認証局によるサービスの停止により、本サービスの提供が不能になった場合
- (5) その他、運用上又は技術上、当社が本サービスの一時的停止が必要と判断した場合

第8条（証明書の失効）

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者及び利用者に事前の通知をすることなく、利用契約に基づくSSLサーバ証明書の申請を取り消し、又はSSLサーバ証明書を失効させることができるものとし、
 - (1) 契約者又は利用者が本約款及び認証局の規定等に違反していることを当社が発見した場合又はその疑いがあると判断した場合
 - (2) 契約者又は利用者が、当社又は当社のグループ会社等が提供するサービスの利用において、サービスで定められた約款などに違反し、又は利用停止などの措置を受けたことがある場合
 - (3) 契約者又は利用者が、当社又は当社のグループ会社等が提供するサービスの料金、費用、割増金又は遅延損害金の支払いを怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合
- 2 前項に基づきSSLサーバ証明書の申請の取消し又はSSLサーバ証明書を失効した場合には、契約者は異議を申し立てることができないものとし、

第9条（本サービスの廃止）

- 1 当社は、当社又は認証局の都合により、本サービスを廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、事前に書面によりその旨を通知します。
- 3 当社は、関係官庁又は関連法令の定めに従い、提供条件等について変更を行う場合があります。この場合において、契約者はその変更について苦情、申し立て又は救済措置の請求を行うことができないものとします。
- 4 当社は前項までの方法による契約者又は利用者に対する通知の後、本サービスを廃止した場合には、契約者及び利用者に対して、本サービスの終了に伴い生じる損害、損失、その他の費用の賠償、又は、補償を免れるものとします。
- 5 本サービスが廃止された場合には、利用契約は本サービスを廃止した日をもって終了するものとします。

第10条（表明及び保証）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、提供するすべての情報が正確であること、また申請情報に含まれる第三者の個人情報の使用や本約款に基づいた開示などに対して、該当する第三者からの完全な同意を得ていることを表明し、保証するものとします。

第11条（禁止事項）

- 1 契約者及び利用者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社が認めた方法以外でSSLサーバ証明書を利用すること
 - (2) SSLサーバ証明書を改ざんすること
 - (3) SSLサーバ証明書に記載されたドメイン名や組織名以外に関わる公開鍵又は秘密鍵に対して使用すること
 - (4) SSLサーバ証明書の各認証局が認めた範囲外で、証明書及び証明書に関連する秘密鍵を複製し、複数のサーバ上で同時に使用すること
 - (5) 他の組織のために使用すること
 - (6) 有効期限切れ又は失効されたSSLサーバ証明書を使用すること
 - (7) その他法令に違反し、又は公序良俗に反すること
- 2 前項各号の禁止事項に反することにより発生した全ての損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、また、契約者及び利用者は当社に一切の損失を発生させないことに合意するものとします。

第12条（免責）

- 1 当社は、本サービスの完全性、確実性などについて、いかなる保証も行わないものとします。

2 当社は、当社の故意・過失の有無を問わず、以下の事項を起因として契約者又は利用者に発生した損失、損害、その他について責任を負わないものとし、契約者及び利用者はこれに同意するものとします。

- (1) SSLサーバ証明書の使用及び失効
- (2) 本サービスの廃止・中断・遅延
- (3) 認証局のサービスの廃止・中断・遅延
- (4) 認証局の管理するサーバを含むシステムの不具合、あるいは誤作動
- (5) 本サービスのシステムの不具合又は誤作動
- (6) 認証局の登録情報データベースへの、第三者の侵入による登録情報消失・漏洩

第13条（補償）

契約者又は利用者が本サービスを利用するにあたり、自己の責に帰すべき事由によって、当社及び認証局に対して何らかの損害を発生させた場合、契約者はこれらの損害又は損失に対して直ちに全額補償し、当社を免責することに同意するものとします。

第14条（利用料の支払い）

- 1 契約者は、本サービスの対価として、当社が別途定める利用料金表に従い、当社が別途指定する銀行口座に振り込む方法によって、当社が定める期日までに、利用料の全てを支払うものとします。振込みにかかる手数料は契約者が負担するものとします。
- 2 契約者が利用契約に基づく義務の履行を怠り、当社が本サービスを提供することができない場合でも、契約者は利用契約に基づく当社に対する利用料の支払義務は免れないものとします。
- 3 第1項に従い、契約者より当社に支払われた利用料は、いかなる理由があっても返金しないものとします。

第15条（利用料支払いの遅延）

- 1 当社は、契約者からの利用料の支払いを確認できない場合、又は支払われる見込みがないと当社が判断する場合は、本サービスを提供しません。
- 2 契約者が、支払期日までに利用料を支払わなかった場合には、契約者は当社に対して、年利6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 3 前項の規定により計算して得た金額に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。

第16条（割増金）

本サービスの利用料の支払いを不法に免れ、又は免れようとした契約者は、その免れ

又は免れようとした金額のほか、その金額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した割増金を支払うものとします。

第17条（解除）

契約者は、当社に対して電子メール又は書面による通知をすることによって、利用契約を解除することができます。

第18条（契約期間）

利用契約は、利用契約が成立した日から効力を生じ、当該利用契約にかかるSSLサーバ証明書の有効期限の満了若しくはSSLサーバ証明書の失効又は本約款に基づき利用契約が解除され若しくは利用契約が終了した日まで効力を有するものとします。

第19条（機密保持義務）

- 1 「本件機密情報」とは、当社又は契約者が相手方から提供を受けた情報のうち、開示する際に機密である旨を明示して開示した情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、本件機密情報に含まないものとします。なお、本件機密情報を開示した当事者を「開示者」、受領した他方当事者を「受領者」といいます。
 - (1) 公知の事実及びその他一般に入手可能な情報
 - (2) 受領者が、当該情報の受領時に既知であった情報
 - (3) 受領者が、開示者による開示とは無関係に後日開発した情報
 - (4) 受領者が、正当に開示する権利を有する第三者より後日正当に入手した情報
- 2 受領者は、以下の各号に基づき本件機密情報を利用契約が有効に存続する期間及び終了後3年間、機密として保持するものとします。
 - (1) 本件機密情報を自己の機密情報と同等の注意をもって管理し、第三者に対して開示、公表、漏洩してはならないものとします。
 - (2) 受領者は、本サービスを提供し、又は本サービスの提供を受ける目的以外の目的で本件機密情報を使用してはならないものとします。
 - (3) 受領者は、本件機密情報を利用契約に関係する役員及び従業員（以下「関係従業員等」といいます。）以外のものに開示してはならないものとします。受領者は、関係従業員等に対して、本件機密情報に関し機密保持義務を負う旨を明確に告示し、機密保持義務に関する誓約を受ける等の必要な措置を行い、また必要な管理監督を行うものとします。
 - (4) 受領者は、開示者の書面による事前承諾なしに、本件機密情報を、本利用契約を履行するために必要な場合を除いて、複製、複写、転写及び翻訳等をしないものとします。
 - (5) 受領者は、本件機密情報について機密である旨を明示し、他の情報とは区別して保

管するものとします。

- (6) 受領者は、法令に基づく請求又は裁判所や国家機関の命令による場合等、やむを得ない事由のあるときは、本件機密情報を第三者に開示することができます。
- 3 開示者により開示された個人情報とは本件機密情報として扱うものとし、受領者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われることがないよう最大限の努力をするものとします。
- 4 当社及び契約者は、本件機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。
- 5 当社と契約者との間で、別途「機密保持契約」及び「個人情報の保護」（契約名称にかかわらず、同様の目的で締結される契約等を含みます。）に関する契約を別途締結した場合は、当該別途締結した契約を優先させるものとします。
- 6 本条の規定にかかわらず、当社は、自己の責任において、当社の親会社に対して、本件機密情報を開示することができるものとします。ただし、本件機密情報のうち、本サービスを提供するために、必要かつ合理的でない情報はこの限りではありません。なお、本項に基づき本件機密情報を開示する場合には、当社は、本約款に基づき当社に課された機密保持義務と同等の義務を当社親会社に課すものとし、当社親会社の義務違反につき責任を負うものとします。

第20条（損害賠償）

- 1 本約款に別途定めるほか、当社は、本サービスを提供するにあたり契約者又は利用者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、当社が責任を負う場合であっても、賠償額は、当該損害が発生する直接の原因となった利用契約の利用料を上限額とし、また、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については責任を負わないものとします。

第21条（不可抗力）

当社及び契約者は、天災、地震、火事、交通機関の労働争議、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による規制、指示その他の指導、輸送機関の問題又は自己のコントロールの及ばない事項等の不可抗力によって、相手方に損害が生じたとしても、何ら責任を負わないものとします。

第22条（譲渡禁止等）

契約者は、契約者としての地位及び本約款上の権利・義務を譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第23条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び契約者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない。）を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者
- 2 当社及び契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
- 3 当社及び契約者は、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができるものとします。
- 4 前項の規定により本契約を解除した当事者は、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第24条（分離可能性）

本約款の特定の条項が、何らかの理由により無効又は執行不可能であると判断された場合においても、残りの条項は有効とします。

第25条（存続条項）

理由のいかんを問わず、利用契約が終了した場合であっても、第19条（機密保持義務）に定める機密保持義務は、利用契約終了後3年間、第9条（本サービスの廃止）第

4項、第12条（免責）、第13条（補償）、第14条（利用料の支払い）第3項、第20条（損害賠償）、第21条（不可抗力）、第22条（譲渡禁止）、第23条（反社会的勢力の排除）第4項、第24条（分離可能性）、本条、第26条（準拠法）及び第27条（管轄裁判所）は、期間の定めなく有効に存続するものとします。

第26条（準拠法）

本約款の解釈は日本法に基づくものとします。

第27条（管轄裁判所）

本約款に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2019年 2月 12日 制定・施行

料金表

商品名	標準売価(税抜)
ジオトラスト クイックSSL	15,000円
デジサート セキュア・サーバID	58,000円
デジサート セキュア・サーバID EV	134,000円
サイバートラスト Sureserver	44,000円
サイバートラスト SureserverEV	48,000円
グローバルサイン クイック認証	19,800円
グローバルサイン 企業認証	37,800円
グローバルサイン クイック認証+WC	85,000円
グローバルサイン 企業認証+WC	101,500円
グローバルサイン EVSSL	84,500円

※証明書の有効期間は1年間です。

※本表に無い種別については、別途見積りいたします。